

## 知立市電子入札取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号。以下「規則」という。）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規程（以下「CALS利用規程」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規程（以下「物品等利用規程」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において知立市入札者心得書（以下「心得書」という。）に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、心得書の規定を準用する。

### (定義)

第3条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 工事関係委託 CALS利用規程に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務をいう。
- (2) 物品等 物品等利用規程第7条に定める物品の製造・販売及び役務の提供等（設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く。）をいう。
- (3) 契約担当者 規則第3条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (4) あいち電子調達共同システム（CALS/EC） あいち電子自治体推進協議会が運営する情報システムで、建設工事又は工事関係委託に係る入札参加資格申請から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札又は結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネット等の情報通信技術を利用して行うことを可能とする、入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム及び入札情報サービスサブシステムの3つで構成されるシステム（以下「CALSシステム」という。）をいう。
- (5) あいち電子調達共同システム（物品等） あいち電子自治体推進協議会が運営する情報システムで、物品等に係る入札参加資格申請サブシステム、電子入

札サブシステム及び入札情報サービスサブシステムの3つで構成され、入札参加資格申請、電子入札又は結果の公表等をインターネットを介して行う情報システムの総称（以下「物品等システム」という。）をいう。

(6) 電子調達システム CALSシステム及び物品等システムの総称をいう。

(7) 電子入札 電子調達システムを利用して行う入札（見積を含む。以下同じ。）及び開札等の手続をいう。

(8) 紙入札 電子調達システムを利用せず書面により行う入札及び開札等の手続をいう。

(9) オープンカウンタ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約のうち、物品の購入契約において、物品等システムにより広く調達案件を公開し、一定期間内に同システムにより見積書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した事業者と契約を締結する方式をいう。

(10) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

(11) 電子証明書 電子署名法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。

(12) ICカード 電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(13) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるとき、電子調達システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

（電子入札の対象）

第4条 電子入札の対象となる案件（次項において「電子入札対象案件」という。）は、次表の区分欄に掲げる契約のうち、契約担当者が電子入札を行うことが適当でないと認めるものを除き、同表の入札方式欄に掲げる入札方式で実施する。

区 分	入 札 方 式
-----	---------

建設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札</li> <li>・ 事後審査型一般競争入札</li> <li>・ 指名競争入札</li> <li>・ 随意契約</li> </ul>
工事関係委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後審査型一般競争入札</li> <li>・ 指名競争入札</li> <li>・ 随意契約</li> </ul>
物品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名競争入札</li> <li>・ オープンカウンタ</li> </ul>

2 電子入札対象案件は、次に掲げるものとする。

(1) 建設工事 設計金額（消費税及び地方消費税含む。以下同じ。）130万円を超えるもの

(2) 工事関係委託 設計金額50万円を超えるもの

(3) 物品購入

ア 指名競争入札 設計金額80万円を超えるもの

イ オープンカウンタ 設計金額80万円以下のもの

(4) 物品借上 設計金額40万円を超えるもの

(5) その他委託 設計金額50万円を超えるもの

（電子入札の参加）

第5条 電子入札に参加できる者は、次に掲げるものとする。

(1) CALSシステムによる電子入札

入札参加資格申請サブシステムにより知立市に申請を行い、資格認定を受けたもののうち、ICカードを取得し電子入札サブシステムに利用者登録を行った者。ただし、特定共同企業体が利用する場合において、電子入札に参加するときは、その企業体を代表する者のICカードを使用するものとする。

(2) 物品等システムによる電子入札

入札参加資格申請システムにより知立市に申請を行い、資格認定を受けたもののうち、同システムにおいて交付されるID及びパスワード（初期パスワードを変更していない場合にあつては、変更後のパスワード）並びに電子入札システムにICカードを登録した者。ただし、オープンカウンタ方式による電子入札の場合はICカードの登録は不要とする。

（ICカードの更新）

第6条 電子入札に参加しようとする者は、電子調達システムに登録済みのICカード（以下「旧ICカード」という。）が有効期限を過ぎ失効した場合は、ICカードを新たに取得し、旧ICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの登録を更新しなければならない。

（ICカードの名義人）

第7条 ICカードの名義人は、知立市入札参加資格者名簿に登載された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合にあっては、名義人を受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更が生じた場合は、電子調達システムにより申請内容の変更手続きをとるとともに、前条の方法により、新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

（ICカードの不正使用等における取扱い）

第8条 電子入札の参加者（以下「入札参加者」という。）が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとする等、ICカードを不正使用した場合にあっては、契約担当者は次に掲げる取扱いができる。

(1) 開札執行までに不正使用が判明した場合にあっては、当該案件への入札参加資格を取り消し、又は指名を取り消す。ただし、既に入札済みの場合にあっては、当該入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用が判明した場合にあっては、落札決定を取り消す。

(3) 契約締結後に不正使用が判明した場合にあっては、当該契約を解除する。

（案件登録等）

第9条 契約担当者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容及び入札参加申請期限等を電子調達システムに登録し、公開するものとする。

（競争入札参加資格確認申請書の提出）

第10条 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出については、次に掲げるところによる。

(1) 提出方法

一般競争入札又は事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、知立市建設工事等一般競争入札実施要綱に規定する一般競争入札参加申請書に必要事項を記入し、申請期間内に電子調達システムにより電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した上で提出しなければならない

#### (2) 資料の提出

入札参加者は、入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子調達システムにより申請書に添付して提出しなければならない。この場合において、提出する資料の作成に利用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は第19条第3項の規定に準ずる。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

#### (3) 郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量がCALSシステムにあっては1MB、物品等システムにあっては3MBを超える場合は、書面による資料を郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

#### (4) 資料の再提出

入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申請書の提出期間内に契約担当者に電話で再提出の申入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

#### (5) ウイルス対策

ア 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する際に、必ずウイルスチェックを行うものとする。

イ 契約担当者は、提出された資料にウイルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを提出した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

#### (6) 申請書受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書受付締切日時を変更する場合は、申請書を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等に

において公表するものとする。

#### (7) 入札参加申込受付票の発行

申請書の提出後、CALSシステムにより競争参加資格確認通知書において参加資格有として発行されるが、これは入札参加申込受付票と読み替えるものとする。

(入札参加資格の確認)

第11条 入札参加資格の確認は、申請後に確認する方式（以下「事前審査方式」という。）又は開札後に確認する方式（以下「事後審査方式」という。）のいずれかによるものとし、その取扱いは次に掲げるものとする。

#### (1) 事前審査方式による確認

契約担当者は、申請書受領後速やかに入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書を電子調達システムにより送信するものとする。この場合において、通知書を受領した者は、電子調達システムにより競争入札参加資格確認通知書の内容を確認しなければならない。

#### (2) 事後審査方式による確認

契約担当者は、開札後、入札金額の低い順（総合評価落札方式による場合は評価値の高い順）から入札公告に示す当該要件の資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、資格の確認は申請書、資料、入札書及び積算内訳書により行う。

(3) 前号の確認は、開札日から起算して4日（土・日曜日、祝祭日及び年末年始を除く。）を超えて延期しないものとする。

(指名の通知)

第12条 契約担当者は、指名競争入札を実施しようとするときは、規則第8条第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を記載した指名通知書を電子調達システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子調達システムにより同項の通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第13条 入札書（見積書を含む。以下同じ。）の提出方法は、次に掲げるところによる。

(1) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名等を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

(2) 入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とし、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(3) 特定共同企業体におけるICカードの取扱い

特定共同企業体は、その企業体を代表する者のICカードで、電子入札に参加するものとする。この場合において、入札書に特定共同企業体名を必ず入力しなければならない。

（紙入札での参加）

第14条 紙入札を希望する者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加承認願を提出し、契約担当者の承諾を得るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害の場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると認められる場合

3 契約担当者は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書により、不承認の場合は紙入札不承認通知書により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。

4 第2項の規定により、紙入札での参加が認められた者（以下「紙入札参加者」という。）は、次に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

契約の締結等に使用する代表者又は受任者の印鑑とする。ただし、使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を利用する。

(2) 紙申請書（書面による申請書及び資料をいう。以下同じ。）

第10条第3号に準ずるものとする。

(3) 入札書

紙入札書を利用し封筒に封印の上、提出する。

(4) 締切日時

ア 紙申請書の受付締切日時

電子入札における申請書受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

- 5 紙入札参加者にあつては、紙入札での参加が認められた時点以降、電子調達システムによる申請書及び入札書の提出は認めないものとする。ただし、紙入札参加者が当該承認前に行ったものについてはこの限りでない。

（積算内訳書の提出）

第15条 知立市予定価格の事前公表に関する要領（平成16年4月1日施行）に規定する積算内訳書の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 積算内訳書の提出

ア 積算内訳書は、原則として指定する様式で、電子調達システムにより入札書に添付して提出するものとする。

イ 積算内訳書の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第19条第3項に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第10条第3号に準ずるものとし、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。

(2) 書面による提出

紙入札参加者は、積算内訳書を書面により提出することができる。この場合において、積算内訳書は紙入札書に同封するものとする。

(3) ウイルス対策

第10条第5号に準ずるものとする。

(入札の辞退)

第16条 入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札書受付期間内に電子調達システムにより、契約担当者へ辞退届（第29条に規定する再度入札の場合は、再入札辞退届）を提出するものとする。

2 紙入札参加者による辞退届の提出は、第14条第4項各号の規定を準用する。

3 入札書を提出した後は、当該入札を辞退することができない。

(入札の錯誤)

第17条 入札参加者が、入札金額その他の事項において錯誤がある旨を申し出た場合は、次に掲げる取扱いとする。

(1) 開札執行前に申し出た場合にあつては、入札参加者より直ちに辞退届の提出を受け、電子調達システムにより当該入札参加者の入札を無効とする。

(2) 開札執行中又は執行以後に申し出た場合にあつては、当該入札参加者の入札に錯誤があつたとしても、申出は認めないものとする。

(入札参加資格の失効)

第18条 落札決定の日までに知立市入札参加資格停止要領（平成20年4月1日施行）に基づく資格停止措置又は知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日施行）に基づく排除措置を受けた者は、入札参加資格を失うものとし、電子調達システムにより送信された申請書、資料、入札書及び積算内訳書は無効とする。

(電子ファイルの提出)

第19条 入札参加者は、契約担当者に申請書、資料又は入札書を提出する場合は、原則として電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、LZH形式又はZIP形式に限るものとし、EXE（自己解凍）形式は認めない。

3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、次のとおりとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	・ Microsoft Word97 以降 2003 以前のバージョンで作成した Word 文書ファイル又は Microsoft Word2007 で作成し「Word97-2003 文書」形式若しくは「Word 文書」で保存したファイル
Microsoft Excel	・ Microsoft Excel97 以降 2003 以前のバージョンで作成した Excel ブック又は Microsoft Excel2007 で作成し「Excel97-2003 ブック」形式若しくは「Excel ブック」で保存したファイル
その他	・ PDF ファイル (Adobe Acrobat で作成したもの) ・ 画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式) ・ その他契約担当者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

(責任範囲)

第 20 条 電子入札において、申請書、資料、入札書及び積算内訳書は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、各書類の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(入札の中止)

第 21 条 契約担当者は、入札を公正に執行することができないと認める場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により入札を中止した場合は、契約担当者は、電子調達システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第 22 条 契約担当者は、案件登録の後、特段の事情が生じたことにより、入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、日時変更通知書を送信するものとする。

(入札の無効)

第 23 条 心得書第 14 条に定めるもののほか、次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名等のない入札
- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札の両方による入札書を提出した者の入札。ただし、第 2 号の規定により入札した場合を除く。

(4) 入札において積算内訳書等の資料の提出を求めたにもかかわらず、これらを提出しない者の入札

(5) 特定共同企業体において、その企業体を代表する者のＩＣカードによらない入札

(6) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

(障害発生時の対応)

第 2 4 条 契約担当者は、電子入札に利用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子調達システムの利用ができなくなった場合は、次に掲げるところにより対応する。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の提出は要せず、既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

(開札)

第 2 5 条 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いの上、開札予定日時後速やかに行うものとする。

2 紙入札がある場合は、契約担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子調達システムに入力した後に開札を行うものとする。

3 入札参加者のうち、開札への立会いを希望する場合にあっては、立ち会うことができるものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第 2 6 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の 3 けたの数値）を記載して提

出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記載がない場合は、紙入札参加者が「999」と記載したものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第27条 契約担当者は、落札者を決定したときは、入札参加者に対し電子調達システムにより落札者決定通知書を送信するものとする。

(保留の通知)

第28条 契約担当者は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、入札参加者に対し電子入札システムにより保留通知書を送信するものとする。

(再度入札)

第29条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに契約担当者が指定し、電子調達システムにより再入札通知書を送信するものとする。

3 紙入札参加者については、前項の入札受付期間内に入札書を作成し、契約担当者に持参提出することで再度入札に参加できるものとする。

4 再度の入札は、2回を限度として行うことができる。

5 再度見積りにあつては、第1項から第3項の規定を準用する。

(落札者がいないときの随意契約)

第30条 前条の規定により再度入札を行ってもなお落札者がいないときは、直前の最低入札金額と予定価格との差が2%以内である場合に限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札者に対して見積書を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収した見積書に記載された金額が、予定価格の範囲内であるときは、落札者として決定する。

(不調)

第31条 契約担当者は、落札者がなく不調となった場合は、入札参加者に対し電子調達システムにより不調通知書を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第 3 2 条 紙入札参加者に対する第 1 0 条、第 1 1 条第 1 号、第 1 2 条、第 2 2 条、第 2 4 条、第 2 7 条、第 2 8 条及び前条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第 3 3 条 契約担当者は、電子入札を実施した場合は、その結果を電子調達システムに登録し、公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第 3 4 条 電子入札システムにより送信された申請書、入札書及び辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、これらのサーバへの到達を入札参加者の使用するパソコンに表示される受信確認通知書画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに保管するようにしなければならない。

(様式)

第 3 5 条 この要領に定めのある様式については、別に定めるものとする。

(委任)

第 3 6 条 この要領に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(要領の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 知立市電子入札要領 (平成 1 9 年 4 月 1 日施行)

(2) 知立市物品等電子入札要領 (平成 2 2 年 1 0 月 1 日施行)

(経過措置)

3 知立市電子入札取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告、指名通知又は見積徴収通知を行う入札又は見積について適用し、同日より前に公告、指名通知又は見積徴収通知を行った入札又は見積については、なお従前の例による。

4 第4条第2項第3号に規定するオープンカウンタについては、当面の間、契約  
担当者が必要と認めるものに限り適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 様式一覧

様式第 1	紙入札参加承認願
様式第 2	紙入札参加承認通知書
様式第 3	紙入札参加不承認通知書
様式第 4	紙入札（見積）書
様式第 5	辞退届
様式第 6	再入札辞退届
様式第 7	日時変更通知書
様式第 8	入札方法変更通知書
様式第 9	落札決定通知書
様式第 1 0	保留通知書
様式第 1 1	再入札通知書
様式第 1 2	不調通知書

様式第 1（第 14 条関係）

紙入札参加承認願

年 月 日

知 立 市 長 様

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

下記の電子入札案件については、下記 4 の理由により電子入札システムを利用し  
ての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1 工事名（委託業務名）

物品名

2 路線等の名称

3 工事場所（委託業務場所）

納入場所（借上場所）

4 電子入札で参加できない理由

ICカードの登録内容変更のため、再取得の手段中

ICカードの破損等のため、再取得の手段中

パソコン等のシステム障害

その他（理由： \_\_\_\_\_ ）

年 月 日

紙入札承認通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

知立市長

年 月 日付けで承認願が提出されました下記案件への紙入札参加を承認します。

記

1 工事名（委託業務名）

物品名

2 路線等の名称

3 工事場所（委託業務場所）

納入場所（借上場所）

4 紙入札に関する事項

(1) 入札受付期間 年 月 日 時 分～

年 月 日 時 分

(2) 入札書提出場所

(3) 開札日時

(4) その他必要な事項

- ・(1)の受付期間に入札書を持参の上、(2)の提出場所まで提出してください。
- ・入札書には、くじ番号（3桁の任意の数値）を忘れずに記入してください。
- ・再入札となった場合、再入札受付期間をご連絡後、再度入札書をご提出いただきますので、開札当日は確実に連絡がとれるようにしてください。

様式第3（第14条関係）

年 月 日

紙入札参加不承認通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

知立市長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加は承認しません。

記

- 1 工事名（委託業務名）  
物品名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所（委託業務場所）  
納入場所（借上場所）
- 4 承認しない理由

様式第4（第14条関係）

紙 入 札 （ 見 積 ） 書

年 月 日

知 立 市 長 様

入札者 業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

印

知立市入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札（見積）します。

記

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記案件の契約希望金額（下記物件または委託業務の受託料）

工事名（委託業務名）	
物品名	
路線等の名称	
工事場所（委託業務場所）	
納入場所（借上場所）	

くじ番号			
------	--	--	--

- （注）
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
  - 2 使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑とする。
  - 3 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。ただし、金額の訂正は無効となるので注意すること。
  - 4 入札書として提出する場合は、訂正又は抹消した箇所には押印をすること。
  - 5 くじ番号には3桁までの数字を記入すること。
  - 6 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、こちらが指示する場合に限り、上記金額に消費税及び地方消費税額を含んだ金額を記載すること。
  - 7 見積書として提出する場合は、押印を省略することができる。

年 月 日

辞 退 届

知 立 市 長 様

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

1 工事名（委託業務名）

物品名

2 路線等の名称

3 工事場所（委託業務場所）

納入場所（借上場所）

4 入札執行回数

回目

5 辞退理由

様式第6（第16条関係）

年 月 日

再入札辞退届

知 立 市 長 様

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

- 1 工事名（委託業務名）  
物品名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所（委託業務場所）  
納入場所（借上場所）
- 4 入札執行回数
- 5 辞退理由

回目

年 月 日

日時変更通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

知立市長

下記案件については、次のとおり日時の変更をします。

記

- 1 工事名（委託業務名）  
物品名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所（委託業務場所）  
納入場所（借上場所）
- 4 入札執行回数 回目
- 5 入札受付期間 年 月 日 時 分～  
年 月 日 時 分
- 6 開札日時 年 月 日 時 分
- 7 変更理由

年 月 日

入札方法変更通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

知立市長

下記の入札について、知立市物品等電子入札取扱要領第 3 2 条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

1 工事名（委託業務名）

物品名

2 路線等の名称

3 工事場所（委託業務場所）

納入場所（借上場所）

4 既に完了している書類の送受信について

（1）既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札（見積）書は除く）。

（2）既に送信された入札（見積）書は無効とし、開札は行いません。

（3）既に入札（見積）書を送信した方は改めて入札書を提出してください。

5 紙入札に関する事項

（1）入札（見積書提出）

日時

（2）入札（見積書提出）

場所

（3）その他

年 月 日

落札決定通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

知立市長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

1 工事名（委託業務名）

物品名

2 路線等の名称

3 工事場所（委託業務場所）

納入場所（借上場所）

4 入札執行回数 回目

5 開札日時 年 月 日 時 分

6 落札者

7 落札金額

年 月 日

保留通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

知立市長

下記案件については、落札の決定を保留します。

記

1 工事名（委託業務名）

物品名

2 路線等の名称

3 工事場所（委託業務場所）

納入場所（借上場所）

4 入札執行回数

回目

5 理由

年 月 日

再入札通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

知立市長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

- 1 工事名 (委託業務名)  
物品名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所 (委託業務場所)  
納入場所 (借上場所)
- 4 入札執行回数 回目
- 5 入札受付期間 年 月 日 時 分～  
年 月 日 時 分
- 6 開札日時 年 月 日 時 分
- 7 入札最低金額
- 8 理由

年 月 日

不調通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

知立市長

下記案件については、不調となりました。

記

- 1 工事名 (委託業務名)  
物品名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所 (委託業務場所)  
納入場所 (借上場所)
- 4 入札執行回数 回目
- 5 理由